

岡山県公報			発行 岡山県	
				
目次		担当課（室）	目次	
○ 岡山県営食肉地方卸売市場管理規則の一部を改正する規則 （県例規集登載） 【規則】 ○ 平成三十一年度技能検定試験（随時実施分）の実施に係る実技試験の手数料の額の改定 【公告】 ○ 岡山県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 （県例規集登載） 【公安委員会】 ○ 警備業法に基づく講習	畜産課	生活安全企画課		
	労働雇用政策課			
	人事委員会			
			担当課（室）	

◎岡山県規則第四十九号

岡山県営食肉地方卸売市場管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年九月二十四日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

岡山県営食肉地方卸売市場管理規則の一部を改正する規則

岡山県営食肉地方卸売市場管理規則（昭和四十七年岡山県規則第七十四号）の一部を次のように改正する。

第三十二条第一項中「含む」を「除く」に、「乗じて」を「乗じて得た額に当該委託手数料に係る消費税額等を加えて」に改める。

附 則

この規則は、令和元年十月一日から施行する。

〔三八三〕平成三十一年三月一日付け公布岡山県公告（平成三十一年度技能検定試験（随時実施分）の実施）のうち実技試験に係る手数料の額を次のように改定し、令和元年十月一日から適用する。

令和元年九月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

職 種 名	手 数 料
さく井、鑄造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、冷凍空気調和機器施工、染色、ニット製品製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、紙器・段ボール箱製造、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、築炉、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウェルポイント施工、表装、塗装、工業包装	一八、二〇〇円
機械検査、婦人子供服製造	一五、一〇〇円

◎岡山県人事委員会規則第二十号

岡山県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年九月二十四日

岡山県人事委員会委員長 秋 山 義 信

岡山県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

岡山県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年岡山県人事委員会規則第十六号）の一部を次のように改正する。
別表総社市の部議会事務局の項中「次長」を「次長 主幹」に改め、同部市長部局の

項中

総社下水処理場	場長 次長
---------	-------

を

総社下水処理場	場長 次長
公民館	館長
図書館	館長 次長
総合文化センター	副館長
スポーツセンター	所長代理
斎場	場長

に改め、

同部教育委員会の項中「庶務課主査」を「教育総務課総務係長」に、

学校給食共同調理場	所長
-----------	----

この規則は、公布の日から施行する。

附 則					
学校給食センター	所長	スポーツセンター	総合文化センター	図書館	公民館
		所長代理	副館長	館長	館長
に改め		を			

◎岡山県公安委員会告示第四百四十四号

警備業法（昭和四十七年法律第十七号。以下「法」という。）第二十二條第二項第一号に規定する警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。

令和元年九月二十四日

岡山県公安委員会

一 警備業務の区分等

警備業務の区分	期 日	時 間	場 所
運搬警備業務	令和元年十二月十一日（水曜日）及び同月十二日（木曜日）の二日間	午前九時から午後五時まで	岡山市北区厚生町三丁目一番一五号 岡山商工会議所

二 講習対象者

当該警備業務の区分以外の警備業務の区分に係る法第二十二條第二項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和五十八年国家公安委員会規則第二号）第七条第一項に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けている者であつて、次の各号のいずれかに該当するもの

1 最近五年間に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して三年以上である者

2 警備員等の検定等に関する規則（平成十七年国家公安委員会規則第二十号。以下「検定規則」という。）第四条に規定する一級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る法第二十三條第四項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

3 検定規則第四条に規定する二級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して一年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

4 検定規則附則第三条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和六十一年国家公安委員会規則第五号。以下「旧検定規則」という。）第一条第二項に規定する一級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した者

5 旧検定規則第一条第二項に規定する二級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した警備員であつて、当該検定に合格した後、継続して一年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

三 受講手続

1 提出書類

- (1) 所定の様式による受講申込書 一通
- (2) 写真 一枚（縦の長さ三センチメートル、横の長さ二・四センチメートル、申込前六箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のもの）
- (3) 二に掲げる講習対象者に該当することを疎明する次に掲げる書類 各一通
ア 当該警備業務の区分以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の写し

イ 次の区分のうち該当するものに係る書類

(ア) 二1に該当する者

当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書

(イ) 二2に該当する者

検定規則第四条に規定する一級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し

(ウ) 二3に該当する者

検定規則第四条に規定する二級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

(エ) 二4に該当する者

旧検定規則第一条第二項に規定する一級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証の写し

(オ) 二5に該当する者

旧検定規則第一条第二項に規定する二級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書

2 提出先

(1) 県内に住所を有する者

住所地在管轄する警察署の生活安全課

(2) 県外に住所を有する者

県内の警察署の生活安全課

なお、郵送又は信書便による申込み及び代理人による申込みは、受け付けない。

3 提出期間

令和元年十月二十一日（月曜日）から同月二十五日（金曜日）までの午前八時三十分から午後五時まで（岡山県の休日を含める条例（平成元年岡山県条例第二号）第一条第一項に規定する県の休日を除く。）

四 受講手数料

一万四千円

（注） 岡山県収入証紙により、受講申込時に納付すること。

なお、受講手数料は、納付後は返還しない。

五 受講定員

十人。ただし、申込順に受け付け、受講定員に達したときは、提出期間内であつても受付を締め切る。

六 講習の委託

この講習は、一般社団法人岡山県警備業協会（岡山市北区内山下二丁目一一番一八号）に委託して行う。

七 その他

1 受講者は、筆記用具を持参すること。

2 講習終了後は、筆記の方法により修了考査を実施する。